

快印以前の東泉院住持の変遷

― 武田氏の駿河支配の影響 ―

山本 倫弘

はじめに

富士市教育委員会は、平成二十七年に『六所家総合調査報告書 古文書②』（以下、『古文書②』と表記）を刊行した。『古文書②』では、戦国期の雪山と頼惠から江戸末期の薬雄までの東泉院歴代住持二十一名の経歴と事跡をまとめた「富士山東泉院歴代住持一覧表」を掲載している。この一覧表は、主に「東泉院代々先師出処等」、「東泉院代々記録」、「富士五社惣別当東泉院代々住持帳」などの近世に作成された住持帳（以下、近世住持帳と総称）を参照してまとめられたものである⁽¹⁾。これらの近世住持帳は、その内容がほぼ共通していることさらに「東泉院代々記録」には東泉院住持光盛と隠居圖成の署名がみえることから、当時の東泉院による公式見解を提示したものであるであろう。ところが、東泉院に関連する中世文書や近世の由緒書を仔細にみると、快印以前、特に十六世紀の東泉院住持の変遷が近世住持帳の記述とは大きく異なることに気づく。そこで、本稿では「富士山東泉院歴代住持一覧表」の補論として、快印以前の東泉院住持の変遷を検討する。それにより、近世東泉院の公式見解とは異なる十六世紀における東泉院の実態を明らかにすることを試みたい。

なお、東泉院は駿河国富士郡下方の浅間五社（富知六所浅間神社・日吉浅間神社・入山瀬浅間神社・今宮浅間神社・滝川神社）を管理する別当寺であったことから、東泉院住持は「下方五社別当職」とも呼ばれていた。したがって、本稿では「東泉院住持Ⅱ下方五社別当」という認識を前提にしていることを最初に断りしておく。

一 由緒書にみる東泉院の開祖と頼尊

まず、近世に作成された由緒書に記されている東泉院創建期の住持の変遷をみてみたい。以下に史料を掲げる。

A 圖成・光盛執筆「宝永七年（一七一〇）東泉院代々記録」⁽²⁾

（前略）当寺富士山大縁起云、般若山南脚下建立浄土院、奉安置五智諸尊、堂僧新山五社惣別当妙行ニ此文相伝云云、

爾者富士山縁起者、自金贔上人妙行工相伝スト見エタリ、当寺最初名浄土院歟、又以妙行為開基歟、未決具見縁起矣、

一当寺本尊五大尊者、承和年中嵯峨天皇御寄附云云、富士・愛鷹両山惣別当代々相伝、自妙行頼尊大僧正工相伝スト見エタリ、具縁起ニ見タリ、（以下略）

B 「文政四年（一八二一）（東泉院由緒書）」⁽³⁾

富士山東泉院興法寺ハ者、最初号ス「浄土院ト」也、開闢ノ之祖ハ者、金贔上人ナリ也、相統テノ妙行ハ從リニ中華「来朝ノ之僧ナリ也、属ニ席ヲ於頼尊ニ、而シテ復タ歸ルトニ中華ニ」云云（以下略）

右の史料には、東泉院が当初「浄土院」という寺号で「金贔上人」によって創建され、その後、金贔から中国大陸出身の「妙行」、さらに「頼尊」へと相伝されたことが記されている。このように近世の由緒書のなかでは「金贔妙行頼尊」という開祖から三代までの東泉院住持の変遷の認識があったようである。

では、この認識はいつまで遡ることができるのであろうか。Aで引用されている「富士山大縁起」は、東泉院には複数伝来しており、そのうち最も古いのが、永禄三年(一五六〇)十一月に「富士愛鷹両山惣別当権大僧都頼惠」によって書写された「富士山大縁起」である⁽⁴⁾。そこに金贍上人から妙行への相伝の記述がみえることから、十六世紀後半には既に東泉院創建に関する一定の認識が成立しており、近世以降も引き継がれていったことが窺える。

とはいえ縁起資料の性格上、その記述の全てが史実とは限らないし、「金贍・妙行」についても他の史料から確認できない⁽⁵⁾。しかし東泉院の前身である浄土院を継承したとされる頼尊については、十九世紀に執筆された地誌『駿河国新風土記』のなかで紹介されている⁽⁶⁾。それによると、頼尊が富士山本宮浅間大社の大宮司富士直時の従弟であること、また文保年間(一一三一七～一九)に活動した村山三坊(「村山修験の拠点富士山興法寺を管理する大鏡坊・池西坊・辻之坊の総称」)に所属する山伏であったことが伝えられている。ここから、頼尊は金贍や妙行とは異なり、実在した可能性が高い人物といえそうである。さらに、頼尊は東泉院の関係者としてだけではなく、富士市中里にあった須津八幡宮別当多門坊の開祖としても伝えられている。したがって、十四世紀初頭に、村山三坊を拠点とする山伏頼尊が、東泉院や多門坊の創建にあたって何らかの形で関わっていたとみるのが妥当であろう。

二 十六世紀の東泉院住持

十四世紀の頼尊から十六世紀の雪山こと頼惠までの約二百年間の東泉院住持は、同時代史料がなく具体的なことは不明である。しかし十六世紀の頼惠前後の代から快印までの東泉院住持の変遷は、『六所家総合調査報告書 古文書①』掲載の中世文書によって断片的ではあるが追うことができる⁽⁷⁾。

(1) 長惠

「天文十六年(一五四七)八月十九日今川義元判物」⁽⁸⁾にみえる「以師^{てうし}先東

泉院長惠由緒、五社別当職所宛行」という記述から「東泉院長惠」の存在が確認できる。この判物は、頼惠のことを指すと考えられる「大納言」宛に下方五社別当職を安堵したものである。したがって頼惠と長惠の間には、「長惠(師)―頼惠(弟子)」という師弟関係があったことが推測できる。このことは、両者の名前に共通して「惠」という字がみえることから裏付けられる。しかし長惠について判明するのは、頼惠の師であり下方五社別当であったと考えられることのみで、それ以外のことは不詳である。

(2) 雪山⇨頼惠・大納言

雪山こと頼惠は、「東泉院代々先師出処等」に「当院一代雪山当国村山之人」、また「中古以来代々霊簿」⁽⁹⁾には「中興大納言入道雪山」と記されるなど、近世の東泉院のなかで中興の祖として重要視されている。以下、その出自と活動を関連史料から検討していきたい。

① 出自

A「永禄元年(一五五八)十二月十七日今川氏真朱印状」⁽¹⁰⁾に「一乱前後為荒野之処、東泉院父大鏡坊切発」とあり、天文六年(一五三七)に起きた河東一乱前後に「東泉院父大鏡坊」という人物が存在したことがわかる。さらにB「永禄二年(一五五九)四月十四日今川氏真判物」⁽¹¹⁾には、「去巳年増分、可為如父頼秀時事」や「親子無二忠節」などの記述がある。A・Bの記述を総合すると、「東泉院父大鏡坊頼秀」の存在が明らかになる。

そして、A・Bの宛所の「東泉院」とは、永禄三年(一五六〇)に「富士山大縁起」が頼惠によって書写されていることから、頼惠のことを指しているといえる。すると、大鏡坊頼秀と東泉院住持頼惠の関係は、「大鏡坊頼秀(父)―頼惠(子)」と考えられるであろう。「大鏡坊」とは富士山興法寺を管理していた村山三坊の一つであることから、村山三坊と縁の深い頼尊・頼秀・頼惠、さらに後述する頼弁の四名が東泉院住持や関係者であったことがわかる。以上のことから、既に指摘されているように、十四世紀から十六世紀の東泉院が村山修験の拠点である富士山興法寺の勢力下にある修験寺院であったことが改め

て確認できる⁽¹²⁾。

一方で、頼秀と頼恵を父子ではなく、兄弟として伝える史料も存在する。東京大学史料編纂所謄写本「葛山系譜」では、「雪山」(＝頼恵)を頼秀の弟としている⁽¹³⁾。しかし当史料は後世に作成されたと考えられる記録であることから⁽¹⁴⁾、頼恵と同時代に作成された中世文書と比べ、その内容の信憑性は低いように思われる。やはり頼秀・頼恵は、兄弟ではなく親子と考えるべきであろう。

② 「富士山大縁起」の発見と書写

天文十五年(一五四六)、「富士愛鷹両山惣別当権大僧都頼恵」は「別当代頼秀」とともに東泉院内の五大尊の宮殿で縁起本を発見し、永禄三年(一五六〇)に「富士山大縁起」として書写している⁽¹⁵⁾。なお「別当代頼秀」については不詳である。

③ 今川氏真の使者としての活動

「永禄十二年(一五六九)五月二十一日今川氏真判物」⁽¹⁶⁾によると、今川氏真は使者として越後国へ赴いたことの恩賞として、「東泉院」すなわち当時の住持頼恵に「(村山)辻坊分葛山采女正跡職一円」と「室六道之関」を与えている。このことから、今川氏真と頼恵の間に強い信頼関係があったことが窺える。

この判物で注目すべき点は、永禄十二年五月二十一日という発給された日付である。なぜなら今川氏真は、その前年から武田晴信(＝信玄)によって駿府を攻められ遠江懸川城に籠城することになり、さらに徳川家康の遠江侵攻を受けて、翌年の永禄十二年五月六日には懸川城を開城し、北条氏の庇護下に入っていたからである。この一連の経過によって、戦国大名としての今川氏が滅亡したとする見解もある。しかし、実際には永禄十二年(一五六九)五月六日から元亀二年(一五七二)十二月の北条氏政と武田晴信の間で同盟(＝「甲相一和」)が結ばれ、氏真が北条氏のもとから放逐されるまでの約二年間、氏真は寺社や家臣に対し安堵や所領宛行の文書を発給していたのである⁽¹⁷⁾。したがってこの判物は、氏真が北条氏の庇護下に入った直後の今川氏と東泉院住持

頼恵の関係を示す貴重な事例の一つといえる。

今川氏真は、永禄十二年以前から武田対策として武田氏と対立する越後の上杉謙信と頻繁に使を通じて交流していた⁽¹⁸⁾。そして、頼恵もまた使者として今川氏の政治・渉外活動の一翼を担っていたのである。

こうした頼恵と今川氏の結びつきは、東泉院が駿河国内で活動するうえで有利に働いていたに違いない。しかし、それは戦国大名今川氏の領国支配が安定していることを前提にするものであった。それゆえ、今川氏真が北条氏の庇護下に入った永禄十二年五月を境に、頼恵の東泉院住持としての立場も揺らぐことになるのである。

(3) 久能寺快円・妙楽坊 ― 武田支配時代 ―

「はじめ」に述べたように東泉院に関連する中世文書と近世住持帳の内容を比較すると、近世住持帳の大きな特徴が判明する。その特徴とは、近世住持帳には、戦国大名武田氏による駿河支配時代(以下、「武田支配時代」と表記)、すなわち永禄十一年(一五六八)十二月から天正一〇年(一五八二)三月までの期間の記述が欠落している点である⁽¹⁹⁾。

武田支配時代の東泉院の様子を伝える史料は、次の三点である。

① 「永禄十三年(一五七〇)一月二十八日武田晴信書状」⁽²⁰⁾

このなかで、当時駿河に侵攻していた武田晴信は、「重而可有補任富士六所之別当職候」と述べて、東泉院が支配していた下方五社の一つ富知六所浅間神社の別当職の補任権を駿河国久能山の久能寺に与えることを伝えている。その宛所には「久能寺几下」としか記されていないが、天文十八年(一五四九)九月十日に発給された久能寺院主御坊宛の「今川義元判物」⁽²¹⁾に「当院主快円」とあることなどから、①の書状は久能寺院主快円に宛てたものと考えられる。ただし、この書状から判明するのは富知六所浅間神社別当職の補任権が快円に与えられた事実のみであり、これを唯一の根拠にして久能寺快円が東泉院住持となったと判断することはできない。この書状から確実に指摘できるのは、永禄十三年に武田氏の介入によって、東泉院が久能寺の影響下に入ったという点

である。

② 「元龜三年(一五七二)六月十日武田家朱印状」⁽²²⁾

これは、武田家が東泉院の所領などを安堵した朱印状で、元龜二年(一五七二)十二月に武田・北条の間で同盟(「甲相一和」)が結ばれ、駿河国が武田家の領国となったのを機に発給されたものである。その宛所には「東泉院当住妙楽坊」とある。また本文には「於于東泉院者、可為久能寺之末寺之旨、被相定候之条、可被存其旨候也」と記されている。このとき、東泉院は久能寺の末寺となっており、久能寺の院坊の一つ妙楽坊が東泉院住持を兼任していたのである。

③ 「天正三年(一五七五)二月二十一日武田勝頼判物」⁽²³⁾

天正元年(一五七三)に亡くなった武田信玄から家督を継いだ勝頼が、久能寺妙楽坊に東泉院領を安堵した判物である。本文に「駿州東泉院并寺産之事、云快円議、云先印判之文、被拘来条歴然之間、於自今以後も弥不可有相違候」という記述がある。「快円」とは先述したように久能寺院主のことである。これから、快円が一時的に東泉院住持を兼任していた可能性があること、快円から妙楽坊へと久能寺内で東泉院住持職が譲渡されていたことの二点が窺える。

このように永禄十三年(一五七〇)から元龜三年(一五七二)の二年間に、東泉院は武田氏の介入によって久能寺の末寺となり、その支配下に置かれることになる。その結果、久能寺妙楽坊が東泉院住持を兼任することになったのである。

右の検討によって、近世住持帳には記載されていない武田支配時代の東泉院住持の動向を垣間見ることができた。それでは、なぜ近世住持帳では当該期の記述が欠落しているのだろうか。その要因を探るため、続いて武田氏の駿河侵攻後の頼惠の動向を検討してみたい。

(4) 武田支配時代の頼惠の動向とその後

永禄十一年の武田氏による駿河侵攻以降も、頼惠は今川氏に従属していた。先述のように、永禄十二年(一五六九)には、頼惠は今川氏真の使者として活

動していた。さらに今川氏真を庇護していた北条氏からも、「永禄十二年十一月十三日北条氏政判物」⁽²⁴⁾によって、敵である武田氏に通じることのない頼惠の今川氏に対する忠信を賞し、氏真が没落する以前と同様に東泉院領を安堵することを伝えられている。このように頼惠はその実態は別として、少なくとも今川氏・北条氏によって発給された文書の上では、武田氏の駿河侵攻後も一貫して東泉院住持の立場にあったのである。

一方で、前田利久氏は、元龜二年に駿河が武田氏の領国となったのを契機に、今川方の富士山本宮浅間大社の大宮司などが更迭されていることから、頼惠も東泉院住持を更迭された可能性を指摘されている⁽²⁵⁾。しかし、本稿では後述するように元龜二年以降も頼惠が活動しており、のちに頼惠の息子頼弁が東泉院住持となっている事実を重視したいと思う。その点を勘案すると、武田支配時代の東泉院には、従来の村山修驗の系譜を継承し今川方として活動する頼惠と、武田氏の介入によって新たに東泉院と本末関係を結ぶことになった久能寺に所属する妙楽坊の二つの系統の住持が並存するという特異な状況にあったといえる。

このように考えると、近世住持帳と現存する中世文書の内容に違いが生じている要因の説明が可能になる。すなわち、近世住持帳に、武田支配時代の武田方の住持快円・妙楽坊に関する記述が欠落していることは、その執筆者が武田支配時代も含めて頼惠を正統な住持として認識していたことを示しており、それゆえに快円・妙楽坊は省略されることになったのであろう。近世住持帳は、東泉院によって情報を取捨選択しながら作成されたものであり、必ずしも正確な史実の叙述を意図したものではない。

天正一〇年(一五八二)三月に武田氏が滅亡すると、駿河国は徳川氏の領国となり、その支配は天正十八年(一五九〇)の徳川家康の関東転封まで続く。当該期における東泉院の動向は、富士山村山興法寺辻之坊の支配権をめぐつて、葛山与右兵衛尉と東泉院が徳川家康のもとで相論した際に提出された「(天正十三年)四月二十七日葛山与右兵衛尉陳状案」⁽²⁶⁾から窺える。それによると、「東泉院」は天正一〇年の春には駿河国におり、同年六月十二日から十二

月二十八日まで相模國小田原に滞在し、翌年正月に遠江国浜松の徳川家康のもとへ参上したという。ここでの「東泉院」とは、同史料上に今川氏の使者として越後国へ赴いた件の記述があり、「頼恵」を指すと思われる。このように駿河国の戦国大名が武田氏から徳川氏へと交替したのを契機に、頼恵は徳川家康に近づき、天正十三年（一五八五）には東泉院の支配権を回復させていたのである。

（5）頼弁・長仁・大納言

「貞享二年（一六八五）以前」東泉院由緒書」や「富士五社惣別当東泉院代々住持帳」などの近世住持帳には、その時期は記されていないものの、頼恵が息子の「大納言」（＝頼弁）に住持職を譲渡したとする記述がある。しかし、これはあくまでも後世の伝承であるため、その内容を鵜呑みすることはできない。

一方で、同時代史料上での頼弁の初見は、「天正十九年（一五九一）閏正月二日稲葉重執書状」である²⁷。当書状では、頼恵が上洛し豊臣秀吉と謁見し、以前のように五社浅間社領が安堵されることになったことを「東泉院長仁」（＝頼弁）に伝えている。天正十九年当時、頼弁が東泉院住持として豊臣政権から確実に認識されていたのである。当文書で注目すべき点は、その前年の天正十八年（一五九〇）が小田原征伐によって北条氏が降伏し、豊臣秀吉が全国統一を達成した年にあたるという事実である。おそらく、頼恵は下方五社領と息子頼弁の東泉院住持の立場を安定的に確保するために、当時の政治動向を巧みにつかみ、全国統一が実現した時期に上洛し、豊臣秀吉との謁見を実現させたのであろう。

ところが、慶長五年（一六〇〇）二月二日、頼弁は父親が取り戻した「東泉院領五社之別当職」（＝東泉院住持職）を久能寺の院坊の一つ智勝坊（＝快印）に「八木（＝米）三拾壹石并金子六両」で売却する²⁸。さらに同年二月十五日には、当時駿河国を支配していた豊臣系大名中村一氏の家老横田村詮から東泉院領百九十石の支配を安堵する朱印状が智勝坊宛に発給されている²⁹。そ

れにより、武田支配時代の妙楽坊以来となる久能寺出身の東泉院住持が復活する。そして、その後は江戸期から明治維新期の廃寺まで、駿河建徳寺・江戸神田橋護持院・高野山などの有力な真言寺院出身の住持が続き、富士山興法寺から住持を再び迎えることはなかったのである。

むすびにかえて ― 武田支配時代の歴史的意義 ―

本稿では快印以前の東泉院住持の変遷を検討した。その結果、十四世紀の頼尊や十六世紀の長恵・頼恵・頼弁という村山修験の系譜をひく僧侶によって住持職が継承されてきたこと、一方で武田氏が駿河を支配していた一時期には、久能寺の妙楽坊が住持であったが、近世住持帳では省略されていることが明らかになった。その変遷と人的関係を末尾にまとめておく（図1・表1）。

十六世紀の駿河国では戦国大名が今川→武田→徳川→豊臣と推移するが、それに応じて、駿河国内の寺社は各大名から寺領安堵や諸役免除の文書を獲得する必要があった³⁰。東泉院もまた例外ではなく、戦国大名の交替という政治情勢の変化の影響を受けて、住持の交替を繰り返していたのである。

最後に、東泉院の歴史における武田支配時代の歴史的意義について私見を述べて、むすびにかえたい。

慶長五年、頼弁は東泉院住持職を久能寺智勝坊の快印に売却する。この行為は、久能寺の立場からみれば東泉院の買得であり、久能寺側の何らかの思惑があったことであろう。そして、頼弁と久能寺に所属する快印の間で東泉院の売買が実現したことは、決して偶然ではなく、武田支配時代に、久能寺妙楽坊が東泉院住持を務めた先例を意識したうえでの行為であったと考えられる。

久能寺は、院政期に鳥羽天皇の中宮待賢門院の出家に際して結縁書写された法華経十九卷（＝「国宝久能寺経」）が伝わり³¹、鎌倉期には京都東福寺を開山した円爾を輩出するなど、十二世紀以来、駿河国内でも屈指の有力寺院であった。それゆえ、東泉院にとって、武田氏の介入によって久能寺の末寺となったことは、十七世紀以降の東泉院の歴史展開において重要な意味を持つ。なぜ

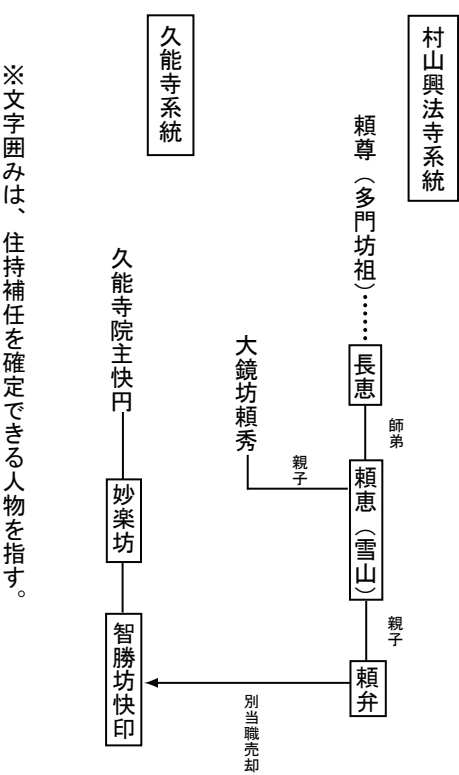


図1 快印以前の東泉院住持(別当)の変遷と関係図

なら、十七世紀以前まで、基本的に村山の富士山興法寺出身者の間で継承してきた東泉院の住持職が、久能寺出身の快印以降には、駿河国内外の真言系寺院出身の僧侶が就任するように変化しているからである。このことは、東泉院が久能寺とのつながりを梃子に各地の真言寺院との結びつきを強め、より上位の立場にある有力真言寺院から住持を招き入れるようになったことを示していると思われる。十七世紀初頭、東泉院住持職は、久能寺出身の快印の就任を契機に、中央の有力な真言寺院出身の僧侶が就任する役職へと格上げされることになったのである。

十四世紀に活動した頼尊が、東泉院と須津八幡宮別当多門坊の創建に関わったと伝えられているように、本来、東泉院・須津八幡宮別当多門坊はともに村山修験の拠点であった。しかし江戸期の歴史的展開を比較すると、東泉院の隆盛ぶりは歴然としている。このような差異が生じた要因は複数考えられるが、その一因として東泉院が武田支配時代に久能寺の末寺となり、修験道の一拠点から真言寺院へと、その性格が転化したことが挙げられるであろう。以上のことから、武田支配時代の約十四年間は、東泉院の歴史全体のなかでは僅かな期間ではあるものの、後年の東泉院の展開を方向づけたという点で、東泉院の歴史上、極めて重要な画期となる時期として評価することができるのである。

表1 快印以前の東泉院住持一覧

時期区分	名前	別称	活動年代(西暦)	出身地	備考
創建期	金護	—	—	—	開闢の祖、実在?
	妙行	—	—	中華	実在?
鎌倉期	頼尊	—	1317～1319カ	村山	富士山本宮浅間大社大宮司富士直時の従弟。 村山三坊に所属・須津八幡宮別当多門坊の始祖。
今川支配期	長恵	先師東泉院長恵	—	村山カ	頼恵の師。
	頼恵	雪山・大納言	1537～1571	村山	父親は村山大鏡坊頼秀。
	(頼秀)	—	1546	村山カ	別当代。頼恵の父大鏡坊頼秀と同一人物か否かは不明。
武田支配期	(快円)	久能寺院主	1570～1575	久能寺	今川方住持頼恵と並存。
	妙楽坊	東泉院当住妙楽坊		久能寺	
徳川支配期	頼恵	雪山・大納言	1582～1591	村山	
豊臣支配期	頼弁	東泉院長仁・大納言	1591～1600	村山	頼恵の子。
江戸初期	快印	久能寺智勝坊	1600～1624	久能寺	

※頼秀・快円は住持(別当)ではないが、史料から東泉院関係者として名前を確認できることから掲載。
活動年代は史料上から確認できる年代。妙楽坊と徳川支配期の頼恵の間の空白期間は史料で確認できない時期である。

註

- (1) 『六所家総合調査報告書 古文書①』（富士市教育委員会、二〇一四）以下、『古文書①』と表記。翻刻編近世B東泉院歴代住持帳十七・十九・二二号。『古文書②』目録編A1・二三号、A1・四一号、A1・三五六号。
- (2) 『古文書②』目録編A1・四一号。
- (3) 『古文書①』翻刻編近世A東泉院及び浅間神社の由緒と縁起八号。『古文書②』目録編A1・一二七号。
- (4) 『古文書①』翻刻編富士山縁起一号。
- (5) 大高康正『富士山縁起の世界』（富士山信仰と修験道）岩田書院、二〇一三。
- (6) 新庄道雄著・足立敏太郎修訂・飯塚傳太郎補訂『修訂駿河国新風土記 下巻』（国書刊行会、一九七五）、『富士山縁起の世界―赫夜姫・愛鷹・犬飼―』（富士市立博物館、二〇一〇）。
- (7) 大高康正『中世後期から近世初期における東泉院支配の推移』（『六所家総合調査だより』第七号 富士市立博物館、二〇一〇）、湯之上隆『六所家旧蔵中世文書の紹介』（『六所家総合調査だより』第九号 富士市立博物館、二〇一〇）、『古文書①』本編中世解説（前田利久氏執筆）。
- (8) 『古文書①』翻刻編中世A東泉院中世文書三号。
- (9) 『古文書②』目録編A1・三六一号。
- (10) 『古文書①』翻刻編中世A東泉院中世文書六号。
- (11) 『古文書①』翻刻編中世A富知六所浅間神社文書二号。
- (12) 大高康正『富士山東泉院の歴史』（前掲註5大高二〇一三所収）。
- (13) 東京大学史料編纂所請求記号二〇七五―六六四。
- (14) 当史料の書写奥書には、「右葛山系譜、駿河国富士郡吉原町葛山頼善本、明治廿二年十月文科大学教授星野恒探訪、明年五月謄写了、」とある。
- (15) 前掲註4。
- (16) 『古文書①』翻刻編中世A富知六所浅間神社文書十一号。『静岡県史 資料編七 中世三』（静岡県、一九九四）三七四六号。以下、『静岡県史 中世三』と表記。なお『静岡県史』では当文書の宛所の「東泉院」を久能寺の快円と比定しているが、それは誤りである。
- (17) 酒入陽子『懸川開城後の今川氏真について』（『戦国史研究』第三十九号、二〇〇〇）。前田利久『後北条氏庇護下の今川氏真について』（『地方史静岡』第二十九号、二〇〇一）。
- (18) 柳沢利沙『一六世紀における今川氏の動向について』（東京学芸大学近世史研究会編『高家今川氏の知行所支配―江戸周辺を事例として―』名著出版、二〇〇二）。
- (19) 武田氏の駿河侵攻については、『静岡県史 通史編二 中世』（静岡県、一九九七）第三編第六章（大久保俊昭・加藤秀明・久保田昌希・前田利久氏執筆）を参照。
- (20) 『静岡県史 資料編八 中世四』（静岡県、一九九六）一五二二号（久能寺文書）。以下、『静岡県史 中世四』と表記。久能寺については、『久能山誌』（静岡市、二〇一六）第二部第一編第一章（大高康正氏執筆）を参照。
- (21) 『静岡県史 中世三』一九四二号（久能寺文書）。
- (22) 『古文書①』翻刻編中世A富知六所浅間神社文書十三号。東泉院中世文書一〇号。
- (23) 『古文書①』翻刻編中世A富知六所浅間神社文書十四号、東泉院中世文書十一号。
- (24) 『古文書①』翻刻編中世A東泉院中世文書九号。
- (25) 前掲註7『古文書①』本編中世解説（前田利久氏執筆）。
- (26) 『静岡県史 中世四』一七八〇号（葛山文書）。前掲註12大高論文参照。
- (27) 『古文書①』翻刻編中世A富知六所浅間神社文書二四号。『古文書②』目録編A1・三号。菊池邦彦『富士山東泉院朱印領の成立事情』（『六所家総合調査だより』第七号 富士市立博物館、二〇一〇）、『古文書①』本編近世解説（菊池邦彦氏執筆）。
- (28) 『古文書①』翻刻編近世C近世初期文書二五号、『古文書②』目録編A1・四号。
- (29) 『古文書①』翻刻編中世A富知六所浅間神社文書二六号。
- (30) 久保田昌希『戦国大名の交替と寺社―今川から武田へ―』（『戦国武将と城 小和田哲男先生古稀記念論集』サンライズ出版、二〇一四）。
- (31) 前掲註20『久能山誌』第二部第一編第二章（湯之上隆氏執筆）。

平成 27 年度 博物館職員

館 長	木ノ内 義 昭
主 幹	芦 澤 充 祥
主 査（学芸員）	高 林 晶 子
主 査（学芸員）	瀧 浪 和 美
主 査（学芸員）	井 上 卓 哉
上席主事（学芸員）	藤 村 翔
主 事（学芸員）	井 坂 武 男
臨時職員（指導員）	久保田 英 聖
臨時職員（管理員）	宇佐美 和 代
臨時職員（事務補助）	金 刺 才 己
臨時職員（事務補助）	土 屋 麻由美
臨時職員（調査員）	山 本 倫 弘

富士山かぐや姫ミュージアム 館報

第 31 号（平成 27 年度）

編集・発行 富士山かぐや姫ミュージアム（富士市立博物館）

〒 417-0061 静岡県富士市伝法 66-2

TEL 0545(21)3380

FAX 0545(21)3398

E-mail : museum@div.city.fuji.shizuoka.jp

URL:http://museum.city.fuji.shizuoka.jp

発 行 日 平成 28 年 9 月 30 日

印 刷 文光堂印刷株式会社